

埼玉県立さきたま古墳公園利用規程

(趣旨)

第1 この規程は、埼玉県立さきたま古墳公園（以下「公園」という。）の安全な利用を確保するため、埼玉県都市公園条例第8条で定める行為の禁止、第9条で定める行為の許可のほか、同条例第12条の規定に基づき、利用者の遵守すべき事項及び知事の指示する事項を定める。

(遵守事項)

第2 公園利用者は、公園利用にあたって次に定める事項を遵守しなければならない。

- 1 ゴミは各自で持ちかえること
- 2 トイレはきれいに大切に使うこと
- 3 休憩施設はゆずり合って使うこと
- 4 大声で騒ぐなど他人の迷惑となることはしないこと
- 5 園内では、犬にリードをつけ、フンは始末する袋類を持参し持ちかえること
- 6 園内では係員の指示に従うこと

(指示事項)

第3 公園利用者は次の行為をしてはならない。

- 1 大音量でマイクや楽器を使用すること
- 2 不用品等の不法投棄をすること
- 3 施設の木に登ったり池や川の中に入ったりすること
- 4 駐車場で遊ぶこと
- 5 球技等の競技やチーム練習すること
- 6 駐車場、レストハウス、あずまや等の施設を長時間に渡り独占的に使用すること
- 7 公園内でバーベキューを行うこと
- 8 公園内での喫煙行為
- 9 次のものを公園に持ち込むこと
 - ・銃・刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀を含む）
 - ・ブーメラン、弓矢、パチンコ、スケートボード、ローラースケート
 - ・無線操縦のエンジンまたはモーター付き模型
 - ・小型無人機
 - ・ゴルフ及びホッケーの用具、テニスラケット
 - ・その他、他の利用者に危険や迷惑を及ぼすと思われる物品

(施行期日)

第4 この規程は平成23年7月1日から施行する。

この規程は平成27年6月9日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。